

特定業務共同企業体乙型 協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 久留米市発注の令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務」という。)の請負
- 二 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、  
特定業務共同企業体 (以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を代表者の住所に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、業務にかかる契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 2 業務を受託できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、  
を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

#### (業務の分担等)

**第 8 条** 各構成員の本業務における分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

浄水発生土の収集運搬業務

浄水発生土の処分業務

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

#### (運営委員会)

**第 9 条** 当企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、当該業務の履行に当るものとする。

#### (構成員の責任)

**第 10 条** 各構成員は、運営委員会が決定したスケジュールによりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

#### (取引金融機関)

**第 11 条** 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

#### (構成員の必要経費の分配)

**第 12 条** 構成員は当該業務の分担業務を履行するため、運営委員会の定めるところにより必要の経費の分配を受けるものとする。

#### (共通費用の分担)

**第 13 条** 本業務履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

#### (構成員の相互間の責任の分担)

**第 14 条** 構成員が当該業務の分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、分担業務の範疇において、それぞれ当該構成員がこれを負担するものとする。分担業務の範疇とは、〇〇株式会社は放光寺浄水場から〇〇株式会社の処理場までの産業廃棄物収集運搬業務、〇〇株式会社は放光寺浄水場より搬出した浄水発生土の産業廃棄物処分業務である。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

#### (権利義務の譲渡の制限)

**第 15 条** 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

**(業務途中における構成員の脱退)**

**第 16 条** 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

**(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)**

**第 17 条** 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

**(解散後の契約不適合責任)**

**第 18 条** 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

**(協定書に定めのない事項)**

**第 19 条** 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 1 社は、上記のとおり 特定業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持し、1 通を発注者に提出するものとする。

令和 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

住 所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

特定業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書

令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託に係る下記業務については、○  
○特定業務共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

収集運搬業務 ○○株式会社 ○○円/m<sup>3</sup>

処分業務 ○○株式会社 ○○円/m<sup>3</sup>

○○株式会社外○社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持し、1通を発注者に提出するものとする。

令和 年 月 日

特定業務共同企業体代表者

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

特定業務共同企業体構成員

住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

特定業務共同企業体乙型 協定書

記入例

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 久留米市発注の令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下、「業務」という。)の請負
- 前号に附帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、AA・BB特定業務共同企業体(以下「企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を代表者の住所に置く。

(注意)入札公告日から入札締切日の間で、共同企業体を結成した日付を記載すること

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和〇〇年〇〇月〇〇日に成立し、業務にかかる契約の履行後3か月を経過するまでの間は解散することができない。

- 業務を受託できなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所 福岡県久留米市●●町●●番地●  
商号又は名称 AA株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 AA AA

住 所 福岡県久留米市●●町●●番地●  
商号又は名称 BB株式会社  
代表者職氏名 代表取締役 BB BB

(※)出資比率が構成員中最大の者を代表者とすること

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、AA株式会社 代表取締役AA AAを代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに委託料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(業務の分担等)

**第 8 条** 各構成員の本業務における分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容の変更増減等があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

浄水発生土の収集運搬業務 **AA株式会社**

浄水発生土の処分業務 **BB株式会社**

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

#### （運営委員会）

**第 9 条** 当企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、当該業務の履行に当るものとする。

#### （構成員の責任）

**第 10 条** 各構成員は、運営委員会が決定したスケジュールによりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負業務の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

#### （取引金融機関）

**第 11 条** 当企業体の取引金融機関は、●●銀行●●支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

#### （構成員の必要経費の分配）

**第 12 条** 構成員は当該業務の分担業務を履行するため、運営委員会の定めるところにより必要の経費の分配を受けるものとする。

#### （共通費用の分担）

**第 13 条** 本業務履行中発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

#### （構成員の相互間の責任の分担）

**第 14 条** 構成員が当該業務の分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、分担業務の範疇において、それぞれ当該構成員がこれを負担するものとする。分担業務の範疇とは、**AA株式会社**は放光寺浄水場から**BB株式会社**の処理場までの産業廃棄物収集運搬業務、**BB株式会社**は放光寺浄水場より搬出した浄水発生土の産業廃棄物処分業務である。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前二項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるものではない。

#### （権利義務の譲渡の制限）

**第 15 条** 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

#### （業務途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は、当企業体が業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産または、解散した場合には、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。

2 前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(解散後の契約不適合責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき契約不適合があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

AA株式会社 外 1 社は、上記のとおり AA・BB 特定業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 3 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持し、1 通を発注者に提出するものとする。

令和●年●月●日

(※)第 4 条で記載した日付を記載すること

住 所 福岡県久留米市●●町●●番地●  
商号又は名称 AA株式会社  
代表者職氏名 代表取締役社長 AA AA

印

住 所 福岡県久留米市●●町●●番地●  
商号又は名称 BB株式会社  
代表者職氏名 代表取締役社長 BB BB

印

特定業務共同企業体乙型協定書第8条に基づく協定書

令和8年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託に係る下記業務については、特定業務共同企業体乙型協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

収集運搬業務	AA株式会社	〇〇円/m <sup>3</sup>
処分業務	BB株式会社	〇〇円/m <sup>3</sup>

AA株式会社 外1社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書3通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持し、1通を発注者に提出するものとする。

令和●年●月●日

(※)第4条で記載した日付を記載すること

特定業務共同企業体代表者

住 所 福岡県久留米市●●町●●番地●  
商号又は名称 AA株式会社  
代表者職氏名 代表取締役社長 AA AA

印

特定業務共同企業体構成員

住 所 福岡県久留米市●●町●●番地●  
商号又は名称 BB株式会社  
代表者職氏名 代表取締役社長 BB BB

印